

全国老人医療担当課（部）長・国民健康保険  
主管課（部）長・後期高齢者医療広域連合設  
立準備委員会事務局長会議資料

《総務課老人医療企画室資料》

平成18年12月4日

# 説明資料目次

1. 後期高齢者医療広域連合モデル規約の改正（平成18年10月13日付通知）  
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 被保険者証の交付、保険料の賦課徴収等に係る事務分担について・・・・・・・・ 13
3. 被保険者証等の様式及び番号について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
4. 資格管理及び給付に係る申請・届出事項等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
5. 平成18年度老人医療費適正化推進費補助金に係る広域連合設立準備経費等の  
交付申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27



保総発第 1013001 号  
平成 18 年 10 月 13 日

都道府県  
各 指定都市 老人保健主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局総務課長



「後期高齢者医療制度の実施に伴う準備作業等に当たっての留意事項について」の一部改正について（通知）

先般、「後期高齢者医療制度の実施に伴う準備作業等に当たっての留意事項について」（平成 18 年 9 月 13 日保総発第 0913001 号各都道府県・指定都市老人保健主管部（局）長あて厚生労働省保険局総務課長通知）において、後期高齢者医療制度の実施に伴う準備業務に当たっての留意事項として、後期高齢者医療広域連合モデル規約をお示したところであるが、当該モデル規約について下記のとおり変更を行うこととしたので、準備作業を進めるに当たりご留意いただくよう、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）及び後期高齢者医療広域連合設立準備委員会等に周知徹底を図られたい。

#### 記

- 1 地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）による改正内容等をふまえ、「助役」を「副市町村長」に、「吏員」を「職員」に改めること。（第 7 条、第 14 条関係）  
また、広域連合に会計管理者を置くとともに、会計管理者は広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずること。（第 11 条、第 12 条関係）  
以上の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行するとともに、所要の経過規定を設けること。（附則第 1 項、第 4 項関係）
- 2 別表第 2 の「医療給付に要する経費」について、当該経費に係る市町村負担金は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 98 条に基づき負担すべき額であることを明確にする観点から、「保険給付費割 100 %」を削除したこと。（第 17 条、別表第 2 関係）
- 3 その他、文言の整理等を行ったこと。（第 4 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、別表第 2 関係）

## 後期高齢者医療広域連合モデル規約新旧対照表

旧	新
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>保険</u>給付に関する事務</p> <p>(3) (以下略)</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>医療</u>給付に関する事務</p> <p>(3) (以下略)</p>
<p>(広域連合の議会の組織)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>【例1】</p> <p>2 広域連合議員は、関係市町村の長又は<u>助役</u>により組織する。</p>	<p>(広域連合の議会の組織)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>【例1】</p> <p>2 広域連合議員は、関係市町村の長又は<u>副市町村長</u>により組織する。</p>
<p>(広域連合の執行機関等の組織)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。</p>	<p>(広域連合の執行機関の組織)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>広域連合に会計管理者を置く。</u></p> <p>3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。</p>
<p>(広域連合の執行機関等の選任の方法)</p> <p>第12条 1～4 (略)</p>	<p>(広域連合の執行機関の選任の方法)</p> <p>第12条 1～4 (略)</p> <p>5 <u>会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。</u></p>
<p>(広域連合の執行機関等の任期)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>(備考)</p> <p><u>改正後の地方自治法第168条の規定に基づくものである。また、同法第291条の4第4項の規定により、関係市町村の会計管理者が兼職することも可能である。</u></p>
<p>(広域連合の執行機関等の任期)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(補助職員)</p> <p>第14条 第11条で定める者のほか、<u>広域連合に必要な吏員その他の職</u></p>	<p>(広域連合の執行機関の任期)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(補助職員)</p> <p>第14条 第11条で定める者のほか、<u>広域連合に必要な職員を置く。</u></p>

員を置く。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第 17 条 (略)

- 2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第 2 の負担割合により、広域連合の予算において定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。  
2、3 (略)

別表第 2 (第 17 条関係)

○ 共通経費  
(略)

○ 保険給付に要する経費  
高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担

(広域連合の経費の支弁の方法)

第 17 条 (略)

- 2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第 2 により、広域連合の予算において定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項及び第 12 条第 5 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
2、3 (略)  
4 平成 19 年 3 月 31 日までの間においては、「副市町村長」とあるのは「助役」と、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(備考)

広域連合設立時には、第 7 条【例 1】第 2 項において「助役」、第 14 条において「吏員その他の職員」と規定する規約を議決し、これと同時に、「助役」を「副市町村長」とし、「吏員その他の職員」を「職員」とする規約の変更について、市町村長の専決処分に指定する旨の議決(地方自治法第 180 条)を得ることも考えられる。

別表第 2 (第 17 条関係)

○ 共通経費  
(略)

○ 医療給付に要する経費  
高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担す

<p>すべき額</p> <p><u>保険給付費割 100%</u></p> <p>○ 保険料その他の納付金 (以下略)</p>	<p>べき額</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○ 保険料その他の納付金 (以下略)</p>
---	---

## 後期高齢者医療広域連合モデル規約（変更後）

モデル規約	備考
<p>(広域連合の名称) 第1条 この広域連合は、〇〇県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)という。</p> <p>(広域連合を組織する地方公共団体) 第2条 広域連合は、〇〇県内の全市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。</p> <p>(広域連合の区域) 第3条 広域連合の区域は、〇〇県の区域とする。</p> <p>(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務</li> <li>(2) 医療給付に関する事務</li> <li>(3) 保険料の賦課に関する事務</li> <li>(4) 保健事業に関する事務</li> <li>(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</li> </ol> </p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目) 第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。</li> <li>(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。</li> </ol> </p> <p>(広域連合の事務所) 第6条 広域連合の事務所は、〇〇市内に置く。</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律 (広域連合の設立) 第48条 市町村は、後期高齢者医療の事務(保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。)を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)を設けるものとする。</p>

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、〇〇人とする。

【例1】

2 広域連合議員は、関係市町村の長又は副市町村長により組織する。

【例2】

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

【例3】

2 広域連合議員は、関係市町村の議会において、関係市町村の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市町村長 〇人
- (2) 市町村議会議員 〇人

(広域連合議員の選挙の方法)

【例1】

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者 すべての市長もしくは町村長をもって組織する団体又は関係市町村の長の総数の〇分の1以上の者
- (2) 前条第2項第2号に掲げる者 すべての市議会もしくは町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村の議員の定数の総数の〇分の1以上の者

- 2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、各市町村議会において選挙するものとする。
- 3 各市町村議会における選挙については、地方自治法第118条第1項(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第95条の規定を準用する部分を除く。)の例による。
- 4 広域連合議員の当選人は、市町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

議会の議員定数については、地方自治法第291条により規約に委ねられている。

広域連合議員の組織及び定数については、①構成団体の長又は副市町村長のみ、②構成団体の議会の議員のみ、③①と②の両方、のそれぞれのパターンが考えられる。

広域連合議員の選任は、規約で定めるところにより、広域連合の選挙人の投票による選挙(直接選挙)又は構成団体における選挙(間接選挙)によらなければならない(地方自治法第291条の5第1項)。

このモデル規約では、例として、第7条第2項の【例3】(広域連合議員を構成団体の長及び議会議員の両方で組織)の場合で、かつ、間接選挙による方法について示している。

【例1】

推薦を受けた候補者が、すべての関係地方公共団体の議会において選挙し、それぞれの選挙における得票数を累積したものにより当選人を決定する方法である。



【例 2】

第 8 条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員及び長のうちから、各関係市町村の議会において〇人を選出する。

2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第 118 条第 1 項の例による。

(広域連合議員の任期)

第 9 条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員又は長としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の長又は議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、第 8 条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第 12 条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 第 1 項の選挙は、第 15 条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

【例 2】

広域連合の議会の議員数を、広域連合を組織する地方公共団体の議会ごとに割り振り、当該議会において議員が投票により選挙する方法である。

広域連合議員の任期については、地方自治法第 291 条の 4 により、規約に委ねられている。

広域連合長の選任については、地方自治法第 291 条の 5 により、広域連合の選挙人の直接投票（直接選挙）又は構成団体の長による選挙（間接選挙）に限られている。

このモデル規約では、例として、間接選挙による方法を示している。

改正後の地方自治法第 168 条の規定に基づくものである。また、同法第 291 条の 4 第 4 項の規定により、関係市町村の会計管理者が兼職す

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び(都道府)県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。

ることも可能である。

選挙管理委員会は、広域連合において必置機関であるが、その選任方法等については規約に委ねられている。  
(地方自治法第291条の4)

地方自治法施行令第212条の4により監査を行う機関は必置と解される。

(補則)

第 18 条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項及び第 12 条第 5 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 20 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、□□□□にて行うものとする。

4 平成 19 年 3 月 31 日までの間においては、「副市町村長」とあるのは「助役」と、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

○被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付

○被保険者証及び資格証明書の引渡し

選挙管理委員は議会において選挙によって選出されるため、初めての広域連合長選挙の場所について、定めたものである。

また、広域連合の設立後の広域連合長及び広域連合議員の選挙の実施期日については、間接選挙の場合、公職選挙法第 33 条第 3 項(設置の日から 50 日以内)の適用はない。

広域連合設立時には、第 7 条【例 1】第 2 項において「助役」、第 14 条において「吏員その他の職員」と規定する規約を議決し、これと同時に、「助役」を「副市町村長」とし、「吏員その他の職員」を「職員」とする規約の変更について、市町村長の専決処分(地方自治法第 180 条)を得ることも考えられる。

- 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 保険料に関する申請の受付
- 上記事務に付随する事務

一部負担金の減免申請、給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者からの届出の受付についても、これに含まれる。

別表第2(第17条関係)

○共通経費

負担割合

- 均等割 ○%
- 高齢者人口割 ○%
- 人口割 ○%

共通経費については、例えば均等割について小規模な市町村に過大な負担にならないようにするなど、地域の実情に応じて定める必要がある。

○医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

○保険料その他の納付金

高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額

市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。

都道府県・指定都市老人医療主管課長 殿  
都道府県広域連合設立準備委員会事務局長

厚生労働省保険局  
高齢者医療制度施行準備室

高齢者医療制度に関するQ&Aについて

高齢者医療制度に関するQ&Aについて、下記のとおり、回答の一部修正及び内容の周知を行うので、広域連合の規約作成や予算案作成等の準備作業を進めるに当たり留意されたい。

記

- 1 高齢者医療制度に関するQ&A追加 I (平成18年9月22日)中の問7及び問8において、後期高齢者医療広域連合モデル規約別表第2「保険給付に要する経費」に関する質問に対する回答を行っている。

この回答について、平成18年10月13日付、保総発第1013001号「「後期高齢者医療制度の実施に伴う準備作業に当たっての留意事項について」の一部改正について」によるモデル規約の変更を踏まえ、別紙のとおり修正を行ったこと。

- 2 平成18年9月13日付事務連絡「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の具体的内容について」において、市町村によって処理される事務の具体的内容をお示したところである。

これらの市町村の事務については、高齢者医療制度に関するQ&A(平成18年7月18日)中の問9において回答しているとおり、地方自治法の規定に基づき、規約により広域連合の事務とすることは、法律上は可能であるが、事務の種類によっては実務上の問題がある可能性もあるので、十分な検討が必要であること。

○ 厚生労働省保険局高齢者医療制度施行準備室  
代表 03-5253-1111(内線 3199)  
直通 03-3595-2090

(問7) 7月10日の会議で示されたモデル規約【別添7】のP72になりますが、「保険給付に要する経費」については、「保険給付費割」のみ示されておりますが、一人当たりの医療費等に市町村毎に顕著な差がないような場合には、「受給者数割」とすることが可能でしょうか？

(答)

モデル規約別表第2の「保険給付に要する経費」については、高齢者医療確保法第九十八条及び同条に基づく政令の規定により各市町村の負担額が算定されるべきものであり、広域連合の規約によりこれらの法令に基づく各市町村の負担額を変更できるものではない。したがって、お尋ねの「受給者数割」のような割合を設けることはできない。

(問8) 別表第2(第17条関係)のうち保険給付に要する経費について、保険給付費割100%とされていますが、一般会計予算の平準化のため、被保険者数割または高齢者人口割とすることは可能でしょうか。それとも全国統一と理解すべきでしょうか。

(答)

問7を参照されたい。

# 被保険者証の交付に係る事務分担について

## 1 政令上の整理

### (1) 市町村の事務

- 被保険者証の交付・再交付の申請の受付
- 更新時の旧被保険者証の提出の受付
- 被保険者証の引渡し

\* 制度施行時、障害認定時、適用除外非該当時、転入時等(随時交付)、更新時、紛失・毀損時(再交付) 等

- 被保険者証の返還の受付
- 受け付けた書類等の広域連合への送付

### (2) 広域連合の事務

#### (1)に掲げる事務以外の事務

※規約により、(1)に掲げる事務を、広域連合の事務とすることも可能。

## 2 基本的な事務の流れ

- ①交付(再交付)申請・各種届出の受付 [市町村]
- ②広域連合への申請書・届書の送付(資格確認に必要な情報の入力) [市町村]
- ③資格確認と交付決定 [広域連合]
- ④被保険者台帳等への記載 [広域連合]
- ⑤被保険者証・交付通知書の打出し [市町村]
- ⑤'被保険者証の引き抜き [市町村]

\* 制度施行時、更新時等の一斉交付に当たり、被保険者全員分を打ち出したものの中から、交付非対象者分を除く作業

- ⑥被保険者証の手渡し又は郵送(送付状の作成を含む。) [市町村]

※ 下線部の①は「届出等の受付」、②は「(受付の)付随事務」、⑤(⑤')⑥は「被保険者証の引渡し」として、政令上、市町村事務として規定。

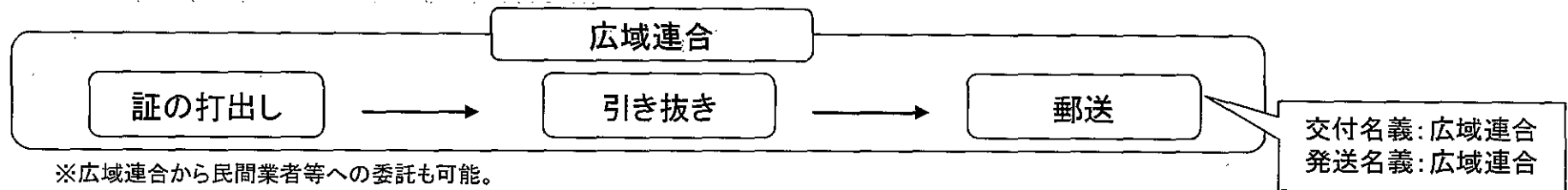
このうち、制度施行時、更新時等の一斉交付の際の⑤⑥(引渡し)については、市町村の事務としたまま、市町村名(発送者名義)で広域連合から一斉に被保険者証(交付名義は広域連合)を郵送することは可能。

なお、規約で広域連合の事務に引き上げる、市町村からの委託により国保連等が行う等の方法も可能。〈別紙〉

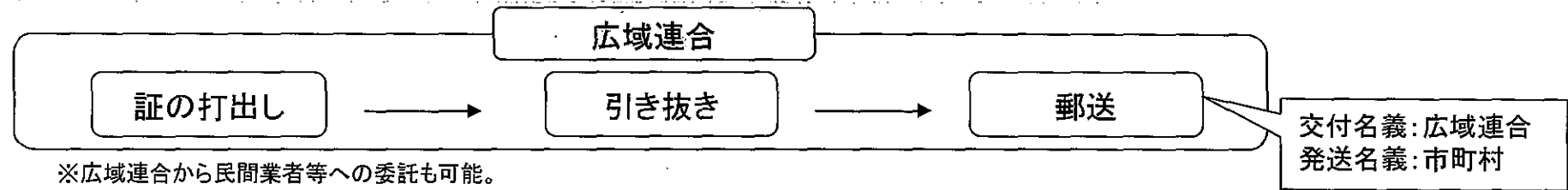
※ 転入時等に市町村で被保険者証の即時引渡しができるよう、③(交付決定)、④(台帳等への記載)を市町村に設置された広域連合の端末で行えるようにシステムを構築する。

# 一斉交付時の被保険者証の引渡し事務について

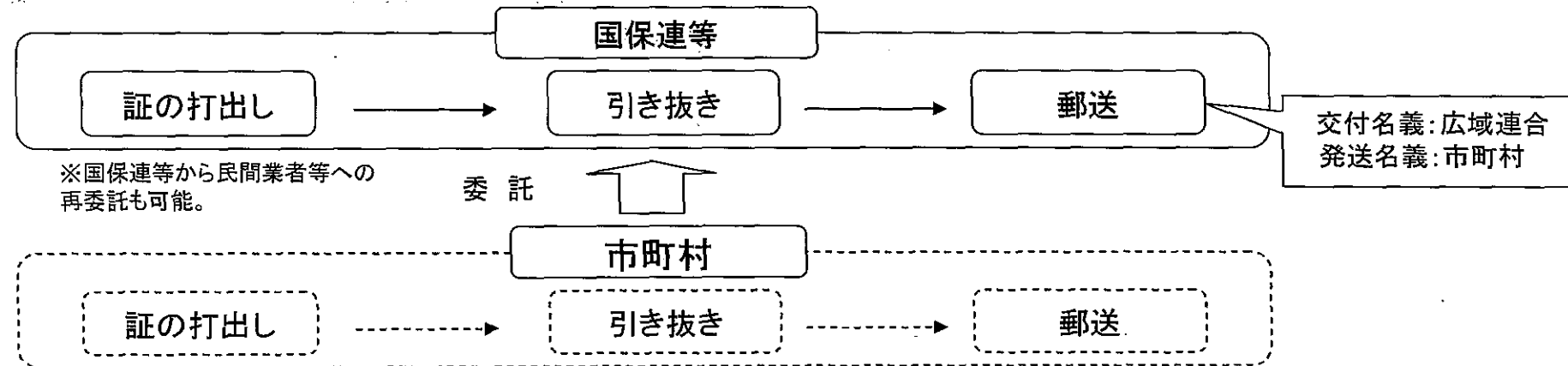
## 1 規約により広域連合の事務とする場合



## 2 規約では市町村の事務とし、市町村名義で広域連合から郵送する場合



## 3 市町村が国保連等に委託する場合



## 4 市町村が自ら行う場合

